



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第11号 2018年5月15日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

JIS規格でライドシェアにお墨付き与えるな

笠井亮衆院議員（共） JISの信頼性を損なうと追及

日本共産党の笠井亮衆院議員（写真）は5月11日、衆議院経済産業委員会では不正競争防止法等改定案について質問、70年ぶりに改定される日本工業規格（JIS）法改定について、ライドシェアなどのサービスを規格の対象に加えようとしているのは、JISに対する国民の信頼を損なうことになりかねないと追及しました。

JISは、品質保証のための国家規格で、日本工業標準調査会（JISC）の審査で合格した製品がJISマークを表示でき、品質の証として消費者の信頼を得ています。改定案は、制定の迅速化のためとして、JISCで審査することなく、民間認定機関が作成した原案で大臣が制定できるしくみを追加します。

笠井議員は、JISCの審査では、議事録公開など透明性が確保されてきたが、民間認定機関がやって公正が担保されるのかと質問、経産省の担当者は、パブリック・コメントを義務付けるなどと答えましたが、議員は、「審議プロセスは公開されない、合意形成や情報公開をおろそかにしては、新JISの信頼に関わる」と批判、ライドシェアとの関連を追及しました。



- 笠井亮議員 JISを「日本工業標準」から「日本産業標準」に変更し、対象にサービス分野を追加するとされているが、どんな分野を想定しているのか
- 経産省末松広行産業技術環境局長 シェアリング・エコノミー・サービス、ブライダル・サービス、防災・減災・気象、小口配送サービスなどがあげられるが、現時点では具体的な案はない。
- 笠井議員 シェアリング・エコノミーの規制をJISに求めようとしているのではないか。経産省は、グレーゾーン解消制度を使って禁止されている白タクを認めた。この事業の所管官庁はどこか。対応する業法はあるのか。
- 末松局長 JISの制定については、案件ごとに主務大臣が決まる。今後、提案が出てきた場合、その対象がライドシェアに限定されるのか、シェアリング・サービスが横断的なものなのかで異なってくる。
- 笠井議員 マッチング提供事業者に対する規制はない。業法をJISに肩代わりさせ、ライドシェアを推進しようということではないか。利用者の自己責任のサービスに国がお墨付きを与えて、JISの価値をあいまいにし、信頼が損なわれる。
- 世耕弘成経産大臣 JISは規制ではなくて任意の制度。ライドシェアを含め提案があれば、どこが主管大臣になるのかしつかり調整したい。